

非婚のひとり親家庭にも寡婦（寡夫）控除のみなし適用を求める要望書

税法上の寡婦（寡夫）控除は、配偶者の死別や離婚の後、子供を養育しているひとり親に対し、一定の所得控除が受けられる国の税制優遇制度であるが、非婚のひとり親家庭には適用されない。同じ収入のひとり親家庭でも寡婦（寡夫）控除があるなしによっては、所得税、住民税の額が大きく異なることになっている。また、課税だけでなく、保育料、学童クラブ育成料、市営住宅使用料等、生活や子育てに関わる支出においても重い負担となっている。

よって、福生市議会は、当市において「子育てするならふっさ」を合言葉に、子育て世代を応援する取組みを実施していることから、全ての子供が心身ともに健やかに成長するために、次の事項を実施するよう求める。

- 1 福生市は、保育料、学童クラブ育成料、市営住宅使用料等の算定を行うに当たり、全てのひとり親に現行税法上の寡婦（寡夫）と同等の対応を図るようにすること。

以上、要望書を提出する。

平成 25 年 12 月 20 日

福生市議会議長

乙 津 豊 彦

福生市長

加 藤 育 男 様